## 消防法施行令別表第一

	•••	特定防火対象物			非特定防火対象物
--	-----	---------	--	--	----------

項	別	防 火 対 象 物 の 用 途 等
1項	イ	劇場、映画館、演劇場又は観覧場
		公会堂又は集会場
	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	П	遊技場又はダンスホール
		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年
		法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営
2項	/\	む店舗(1項イ、4項、5項イ及び9項に掲げる防火対象物の用途に
- 7		供されているものを除く。)その他これらに類するものとして総務省令
		で定めるもの。
		カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに
	_	類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務
		を営む店舗で総務省令で定めるもの。
3項	1	待合、料理店その他これらに類するもの
		飲食店
4項		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
5項	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
О <i>-</i> Д	口	寄宿舎、下宿又は共同住宅
	イ	病院、診療所又は助産所
		老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料
		老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものに限
		る。)、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲
		ろうあ児施設(通所施設を除く。)、肢体不自由児童施設(通所施設を
		除く。)、重症心身障害児施設、障害者支援施設(主として障害の程
6項		度が重い者を入所させるものに限る。)、老人福祉法(昭和38年法
		律第133号)第5条の2第4項若しくは第6項に規定する老人短期
		入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設
		又は障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第8項若
		しくは第10項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施
		設(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにお
		いて「短期入所等施設」という。)

老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、名人介護支援センター、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。)、更生施設、財産施設、保育所、設に限養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児童施設(通所施設に限る。)、肢体不自由児施設、通所施設に限る。)、技体不自由児施設、通所施設に限る。)、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福士とは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設とは障害者自立支援法第5条の2第3項若しくは第5項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設とは障害者自立支援法第5条第6項から第8項まで、第10項若しくは第13項から第16項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続若しくは第13項から第16項までに規定する生活介護、見童デオサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続若しくは第13項から第16項までに規定する生の一次学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。) 神社、寺院、教会その他にれらに類するもの 11項 神社、寺院、教会その他にれらに類するもの 11項 神社、寺院、教会その他にれらに類するもの 11項 存別では事業場 ロ映画スタジオ又はテレビスタジオ 13項 行機又は回転翼航空機の格納庫 倉庫 前各号に該当しない事業所 複合用途防火対象物の月途に供されているもの イに掲げる防火対象物の外の後月用途防火対象物 16項の2 地下街 文比財、保護法、昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要美術品等の保存に関する法律昭和8年法律43号)の規定によって重要文化財、重要美術品等の保存に関する法律昭和8年法律43号)の規定によって重要実術品として認定された建造物			
6項			
議護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児童施設(通所施設に限る。)、肢体不自由児施設(通所施設に限る。)、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第5条の2第3項若しくは第5項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第5条第6項から第8項まで、第10項若しくは第13項から第16項までに規定する主活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続若しくは共同生活支援を行う施設(短期入所等施設を除く。)  「四」「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの図書館、博物館、美術館その他これらに類するものロイに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)  「11項」「中社、寺院、教会その他これらに類するものコートに関するものコートで開ていまを使いの発売場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)  「11項」「中社、寺院、教会その他これらに類するものコートで開ていまを使いの表示の表示を関するものコートで開ていまを使いの表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表			
る。)、肢体不自由児施設(通所施設に限る。)、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第5条の2第3項若しくは第5項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第5条第6項から第8項まで、第10項若しくは第13項から第16項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続若しくは共同生活支援を行う施設(短期入所等施設を除く。)  二 幼稚園又は特別支援学校  小学校、中学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の集降又は待合いの用に供する建築物に限る。)  11項 イ 工場又は作業場 ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ イ 自動車車庫又は駐車場 15項 前各号に該当しない事業所 複合用途防火対象物の予ち、その一部が、1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものイに掲げる防火対象物の財産に供されているものイに掲げる防火対象物の財産に供されているものイに掲げる防火対象物の財産に供されているものイに掲げる防火対象物の財産に供されているものイに掲げる防火対象物の財産に供されているものイに掲げる防火対象物の財産に供されているものイに掲げる防火対象物の財産に供されているものイに掲げる防火対象物の対象で担合によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律43号)の規定によって			
療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第5条の2第3項若しくは第5項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第5条第6項から第8項まで、第10項若しくは第13項から第16項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続若しくは共同生活支援を行う施設(短期入所等施設を除く。)  二 幼稚園又は特別支援学校  小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの 「日間では「日間では、「日			
10項			
させるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第5条の2第3項若しくは第5項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第5条第6項から第8項まで、第10項若しくは第13項から第16項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続若しくは共同生活支援を行う施設(短期入所等施設を除く。)    10項			
法第5条の2第3項苦しくは第5項に規定する老人デイサービス事業者しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第5条第6項から第8項まで、第10項若しくは第13項から第16項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続若しくは共同生活支援を行う施設(短期入所等施設を除く。)  二 幼稚園又は特別支援学校	o T	/\	
若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第5条第6項から第8項まで、第10項若しくは第13項から第16項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続若しくは共同生活支援を行う施設(短期入所等施設を除く。)   二	6垻		
大援法第5条第6項から第8項まで、第10項若しくは第13項から第 16項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続若しくは共同生活支 援を行う施設(短期入所等施設を除く。)  二 幼稚園又は特別支援学校 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、 専修学校、各種学校その他これらに類するもの  8項 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの  10項 イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場  車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合しいの用に供する建築物に限る。)  11項 イ 工場又は作業場 ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ  13項 イ 自動車車庫又は駐車場  13項 イ 自動車車庫又は駐車場  15項 前各号に該当しない事業所  複合用途防火対象物のうち、その一部が、1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの イに掲げる防火対象物の外を得用途に失されているもの イに掲げる防火対象物の外を自用途防火対象物  16項の2 地下街  文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、 重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧 重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律43号)の規定によって			
16項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続若しくは共同生活支援を行う施設(短期入所等施設を除く。)   二 幼稚園又は特別支援学校			
# 注			
接を行う施設(短期入所等施設を除く。)			
一			
小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの   図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの   口 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの   口 イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場   車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合しの用に供する建築物に限る。)   11項		_	
7項       専修学校、各種学校その他これらに類するもの         8項       図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの         9項       イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの         10項       車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)         11項       神社、寺院、教会その他これらに類するもの         12項       イ 工場又は作業場         ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ         13項       イ 自動車車庫又は駐車場         ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫         14項       倉庫         15項       前各号に該当しない事業所         複合用途防火対象物のうち、その一部が、1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの       ロイに掲げる防火対象物の用途に供されているもの         16項の2       地下街         文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律43号)の規定によって			
図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	7項		
9項         イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの           10項         車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合しいの用に供する建築物に限る。)           11項         神社、寺院、教会その他これらに類するもの           12項         イ 工場又は作業場           ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ           13項         イ 自動車車区は駐車場           15項         前各号に該当しない事業所           16項         複合用途防火対象物のうち、その一部が、1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものイに掲げる防火対象物の用途に供されているものない。           16項の2         地下街           文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律43号)の規定によって			
9項       イ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場         10項       車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合しいの用に供する建築物に限る。)         11項       神社、寺院、教会その他これらに類するもの         12項       イ 工場又は作業場         ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ         13項       イ 自動車車区は駐車場         ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫         14項       倉庫         15項       前各号に該当しない事業所         複合用途防火対象物のうち、その一部が、1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものイに掲げる防火対象物の用途に供されているものイに掲げる防火対象物以外の複合用途防火対象物         16項の2       地下街         文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律43号)の規定によって	8項	·	
10項	9項	1	
10項			
いの用に供する建築物に限る。)   11項	10項		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合
12項			いの用に供する建築物に限る。)
12項	11項		神社、寺院、教会その他これらに類するもの
□ 映画スタジオ又はテレビスタジオ  13項	10百	イ	工場又は作業場
13項	12次	П	映画スタジオ又はテレビスタジオ
□ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫  14項	10百	1	自動車車庫又は駐車場
15項 前各号に該当しない事業所    16項	13項		飛行機又は回転翼航空機の格納庫
16項 イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が、1項から4項まで、5項イ、6 項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの イに掲げる防火対象物以外の複合用途防火対象物 地下街 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律43号)の規定によって	14項		倉庫
16項 項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの ロ イに掲げる防火対象物以外の複合用途防火対象物  16項の2 地下街  文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、 重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧 重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律43号)の規定によって	15項		前各号に該当しない事業所
16項 項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	16項	1	複合用途防火対象物のうち、その一部が、1項から4項まで、5項イ、6
16項の2 地下街     文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、     重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧     重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律43号)の規定によって			項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、 重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧 重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律43号)の規定によって			イに掲げる防火対象物以外の複合用途防火対象物
重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧 重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律43号)の規定によって	16項の2		地下街
17項 重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律43号)の規定によって	17項		文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、
重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律43号)の規定によって			重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧
重要美術品として認定された建造物			重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律43号)の規定によって
			重要美術品として認定された建造物